

# フィデリティ・ クリプト・デジタル決済 関連株ファンド

(毎月決算・予想分配金提示型)

愛称：クリプト・フロンティア

追加型投信／内外／株式／インデックス型

# CRYPTO FRONTIER

毎月  
決算

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等の詳細情報は、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

## 委託会社

ファンドの運用の指図を行なう者

## フィデリティ投信株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第388号

## 照会先

ナビダイヤル：**0570-051-104** (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)  
固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。

ホームページ：<https://www.fidelity.co.jp/>

## 受託会社

ファンドの財産の保管及び管理を行なう者

## 三菱UFJ信託銀行株式会社



**Fidelity**  
INTERNATIONAL

商品分類			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
追加型投信	内外	株式	インデックス型

属性区分					
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)))	年12回 (毎月)	グローバル (含む日本)	ファミリーファンド	なし	その他 (フィデリティ・ クリプト・アンド・ デジタルペイメント・ インダストリー・日本円 インデックス(税引後 配当金込/円ベース))

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご参照ください。

委託会社

## フィデリティ投信株式会社

設立年月日：1986年11月17日

資本金：金10億円(2026年2月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額…

8兆7,595億円(2026年2月末現在)



■この投資信託説明書(交付目論見書)により行なうフィデリティ・クリプト・デジタル決済関連株ファンド(毎月決算・予想分配金提示型)の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年4月21日に関東財務局長に提出し、2026年5月7日にその届出の効力が生じております。

■ファンドの商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の皆様にご意向を確認させていただきます。

■ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。

■投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

# 1. ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

ファンドは、フィデリティ・クリプト・アンド・デジタルペイメンツ・インダストリー・日本円インデックス(税引後配当金込/円ベース)の値動きに連動する投資成果を目指します。

## ファンドの特色

1 フィデリティ・クリプト・デジタル決済関連株・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、主として世界(日本を含みます。)の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている企業の株式に投資を行ない、フィデリティ・クリプト・アンド・デジタルペイメンツ・インダストリー・日本円インデックス(税引後配当金込/円ベース)\* (以下「対象インデックス」ということがあります。)の値動きに連動する投資成果を目指します。

2 マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

3 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行ないません。

※資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※ファンドは「フィデリティ・クリプト・デジタル決済関連株・マザーファンド」を通じて投資を行ないません。上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの特色および投資方針を含みます。

\*当インデックスは、フィデリティ・インベスメンツの一員であるFidelity Product Services LLC(以下「FPS」といいます。)に帰属します。FPSは、米国を本拠地とするFMR LLCの関連会社であり、FMR LLCおよびその関連会社を総称して「フィデリティ・インベスメンツ」といいます。

- ファンドの実質的な主要投資対象は株式であり、クリプト(暗号資産)へ投資するものではありません。
- ファンドは、対象インデックスの値動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないませんが、基準価額と対象インデックスの値動きは乖離する場合があります。

## 運用の委託先

マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託については以下の通りです。

委託先名称	委託する業務の内容
ジオード・キャピタル・マネジメント・エルエルシー(所在地:米国)	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用の指図を行ないません。

※運用の委託先が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

※米国に拠点を置くジオード・キャピタル・マネジメント・エルエルシーは、幅広い株式および特定分野の資産クラスにおいて、市場全体の値動きに連動する運用を行なうシステムティック運用会社です。同社は、リスクを考慮した運用成果の向上を重視し、透明性の高い投資プロセスにより顧客に運用サービスを提供しています。2001年にフィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー(米国)の一部門として設立され、2003年に別法人となりました。

※運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託(再委託も含みます。)について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

# 1. ファンドの目的・特色

## ファンドのポイント

ファンドが投資成果の連動を目指すフィデリティ・クリプト・アンド・デジタルペイメント・インダストリー・日本円インデックス(税引後配当金込/円ベース)(Fidelity Crypto and Digital Payments Industry Japan Yen Index(Including After-Tax Dividends/Yen Basis))は、クリプト(暗号資産)、関連するブロックチェーン技術、およびデジタル決済処理に従事するグローバル企業のパフォーマンスを反映することを目的として設計された指数です。

以下は、当インデックスの主な特徴です。

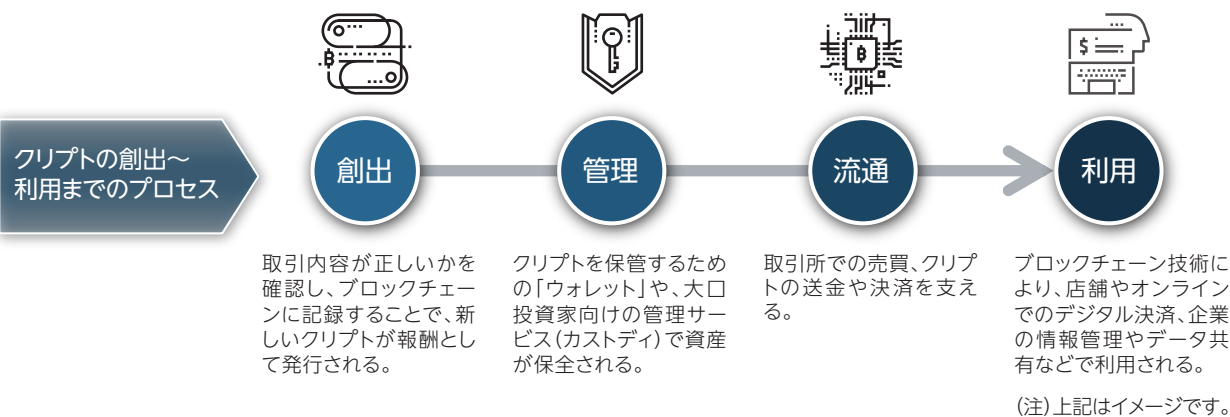
### ポイント 1 クリプト(暗号資産)\*やデジタル決済の市場拡大による企業収益の成長を獲得

次世代の経済インフラとして、クリプト(暗号資産)とデジタル決済は相互に需要を押し上げる両輪として機能する中、それぞれの市場拡大に伴い恩恵を受ける企業に着目します。

\*クリプトとは、ブロックチェーン上で発行・移転される暗号資産、デジタル資産の総称です。

#### クリプトの特徴

- インターネット上で存在するデジタル資産で、ブロックチェーンという仕組みを使って記録・管理されます。ブロックチェーンは、複数の参加者が同じ台帳を共有しており、そのため内容が改ざんされにくいという特徴があります。
- 特定の国や銀行が発行する現金とは異なり、中央の管理者がいません。銀行などを仲介せず、送金や資金移動を24時間・国境を越えて行なえるため、新たな決済インフラとして注目が集まっています。



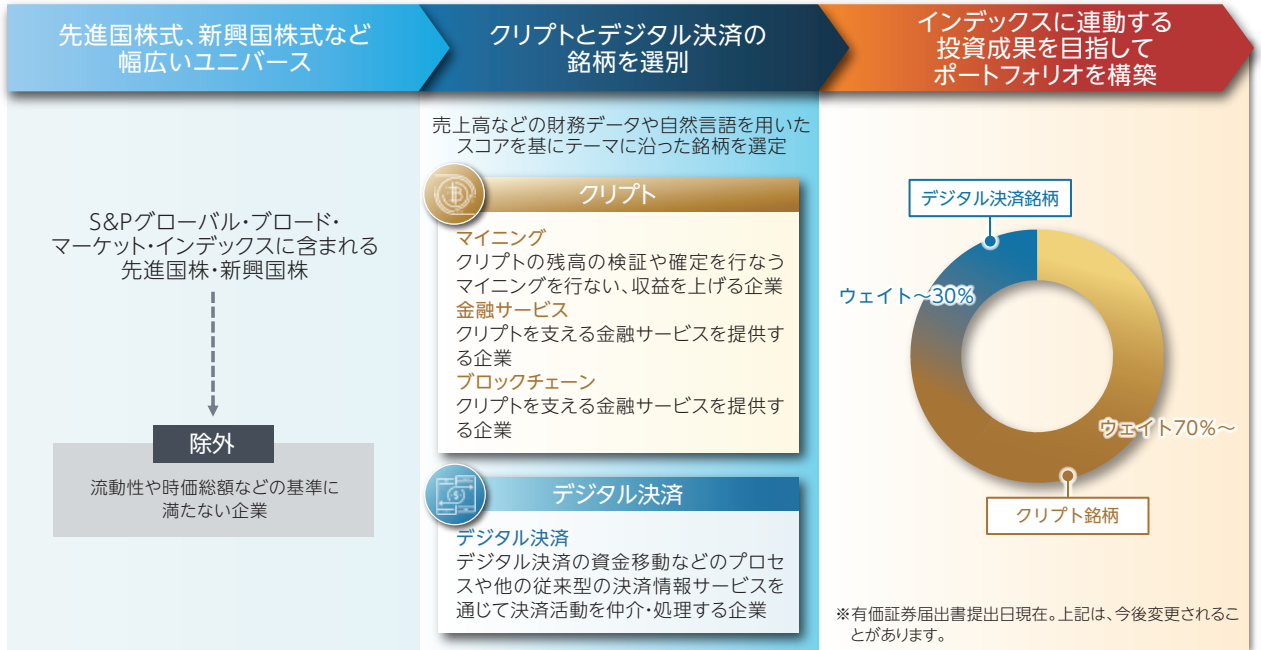
### ポイント 2 企業調査力を生かして、フィデリティ・インベスメンツが投資テーマを選定

フィデリティ・インベスメンツの企業調査力を生かしたファンダメンタルズ分析と体系化されたインデックス設計で、投資テーマに沿ったユニバースを選定します。

# 1. ファンドの目的・特色

## ポイント 3 クオンツスクリーニングによる規律ある銘柄選択

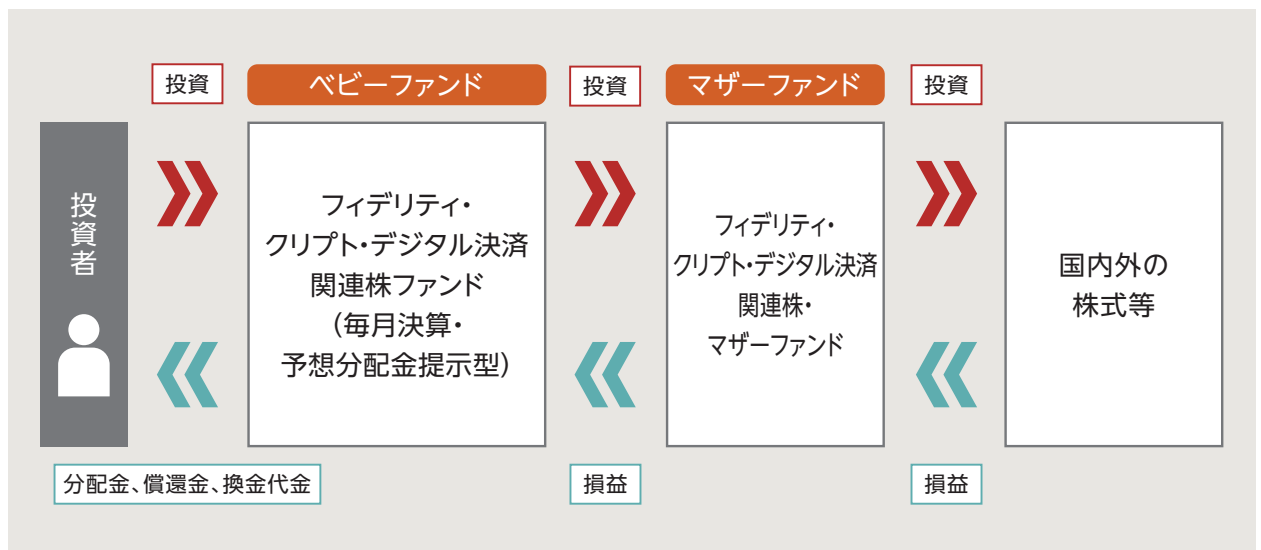
財務データや流動性など定量データに基づいて候補を抽出することで、規律ある銘柄選択を目指します。



※フィデリティ・インベスメンツよりフィデリティ投信作成。ファンドはフィデリティ・クリプト・アンド・デジタルペイメント・インダストリー・日本円インデックス(税引後配当金込/円ベース)の値動きに連動する投資成果を目指します。当インデックスとファンドのポートフォリオの構成銘柄や組入比率等が一致しない場合があります。

※マザーファンドの運用の委託先であるジオード・キャピタル・マネジメント・エルエルシーおよびFPSは、重要な未公開の指数関連情報が不適切に共有されることを禁止するため、インフォメーション・バリア(情報隔壁)を適切に構築し、運用しています。当該インフォメーション・バリア(情報隔壁)には、物理的、規程上およびシステム上の情報遮断措置が含まれます。

## ファンドの仕組み



ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として国内外の株式等へ実質的に投資を行なう、「ファミリーファンド方式」です。

# 1. ファンドの目的・特色

## 主な投資制限

株式への実質投資割合	制限を設けません。
外貨建資産への実質投資割合	制限を設けません。
一発行体等に対する株式等、 債券等およびデリバティブ等の投資制限	投資信託財産の純資産総額に対して、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。ただし、フィデリティ・クリプト・アンド・デジタルペイメンツ・インダストリー・日本円インデックス(税引後配当金込/円ベース)を構成する銘柄を除きます。

## 収益分配方針

毎決算時(原則毎月20日。同日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の収益分配方針に基づき分配を行ないます。

毎計算期末の前営業日の基準価額に応じて、以下の金額の分配を目指します。

毎計算期末の前営業日の基準価額	分配金額(1万口当たり、税引前)
11,000円未満	基準価額の水準等を勘案して決定
11,000円以上12,000円未満	200円
12,000円以上13,000円未満	300円
13,000円以上	400円

※毎計算期末の前営業日から当該計算期末までに基準価額が急激に変動した場合等、基準価額水準や市場動向等によっては、委託会社の判断で上記とは異なる分配金額となる場合や分配金が支払われない場合があります。  
※基準価額に応じて、分配金額は変動します。基準価額が上記表に記載された基準価額水準に一度でも到達すれば、その水準に応じた分配を継続するというものではありません。  
※分配金を支払うことにより基準価額は下落します。このため、基準価額に影響を与え、次期以降の分配金額は変動する場合があります。また、あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。  
※上記表に記載された基準価額および分配金額は将来の運用の成果を保証または示唆するものではありません。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

# 1. ファンドの目的・特色

## 収益分配金に関する留意事項

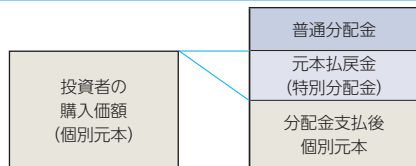
- 1 ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、それぞれの投資者ご自身の個別元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 2 分配金は預貯金の利息とは異なり、分配金支払い後の純資産は減少し、基準価額の下落要因となります。
- 3 分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります、その場合当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落します。

分配方針や頻度の異なるコースが存在する場合は、投資者は自身の選択に応じて投資するコースを選択することができます。販売会社によってはコース間でスイッチングが可能です。

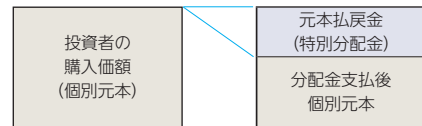
- 1 投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。  
 ファンドの購入価額は、個々の投資者によって異なりますので、投資期間全体での損益は、個々の投資者によって異なります。

分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合



- 「個別元本」とは、追加型投資信託の収益分配金や解約（償還）時の収益に対する課税計算をする際に用いる個々の投資者のファンドの購入価額のことを指します。
  - 「普通分配金」とは、個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
  - 「元本払戻金（特別分配金）」とは、個別元本を下回る部分からの分配金です。実質的に元本の払戻しに相当するため、非課税扱いとなります。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。
- ※普通分配金に対する課税については、「4. 手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

- 2 分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

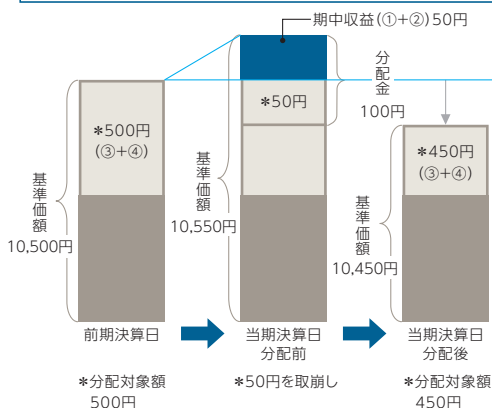
投資信託で分配金が支払われるイメージ



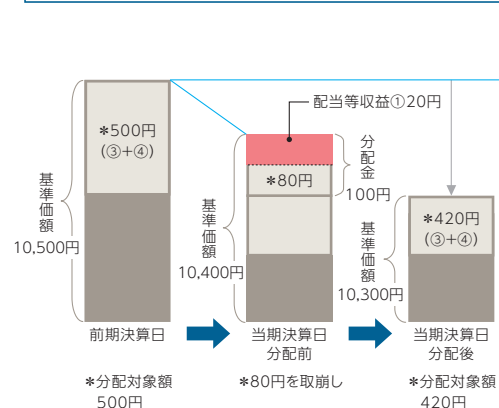
- 3 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。

投資信託は、当期の収益の他に、ファンドの設定から当期以前の期間に発生して分配されなかった過去の収益の繰越分等からも分配することができます。

前期決算から基準価額が上昇  
 当期計算期間の収益がプラスの場合



前期決算から基準価額が下落  
 当期計算期間の収益がマイナスの場合



- ※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

### 基準価額の変動要因

#### 投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等(ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。)は以下の通りです。

#### 主な変動要因

価格変動リスク	基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。
為替変動リスク	外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。
特定分野投資のリスク	ファンドが主に投資する特定分野(クリプト産業やデジタル決済等に関連する企業等)は、技術革新のスピードが速く、競争環境や市場の受容度の変化等に加え、各国・地域の法令、規制、税制等の影響を大きく受けます。このため、当特定分野に属する銘柄の価格変動が大きくなる場合があります。その結果、基準価額が大幅に変動する可能性や、基準価額の値動きが株式市場全体の動向から乖離する場合があります。
カントリー・リスク	投資対象国及び地域の政治・経済・社会情勢等の変化、証券市場・為替市場における脆弱性や規制等の混乱により、有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。税制・規制等は投資対象国及び地域の状況により異なり、また、それらが急遽変更されたり、新たに導入されたりすることがあります。これらの要因により、運用上の制約を受ける場合やファンドの基準価額の変動に影響を与える場合があります。なお、新興国への投資は先進国に比べて、上記のリスクの影響が大きくなる可能性があります。
インデックス連動運用に関するリスク	<p>ファンドは、対象インデックスの値動きに連動する投資成果を目指しますが、対象インデックスの変動により基準価額は上下し、投資元本を下回る場合があります。また、対象インデックスとの完全な連動や、それを上回る投資成果を保証するものではありません。</p> <p>ファンドが実際に組入れる有価証券の銘柄や売買タイミング、時価評価および組入比率の差異、ならびに信託報酬や有価証券売買コスト、為替等、対象インデックスとの違いから生じるこれらの要因により、基準価額の値動きが対象インデックスと乖離する場合があります。</p> <p>さらに、対象インデックスの算出方法の変更、公表停止または改廃等が生じた場合には、運用方法の見直しやファンドの償還を行なうことがあります。</p>

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## 2. 投資リスク

### その他の留意点

■**クーリング・オフ**:ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

■**流動性リスク**:ファンドは、大量の解約が発生し短期間に解約資金を手当てする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや、取引量が限られるリスク等があります。その結果、基準価額の下落要因となる場合や、購入・換金受付の中止、換金代金支払の遅延等が発生する可能性があります。

■**デリバティブ(派生商品)に関する留意点**:ファンドは、ヘッジ目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的の場合に限り、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ(派生商品)を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。

■**購入・換金申込受付の中止及び取消しについての留意点**:金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策の変更や資産凍結を含む規制の導入、クーデターや重大な政治体制の変更等))があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。

### リスクの管理体制

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用の委託先の運用部門が自ら行なう方法と、運用の委託先の運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行なう方法を併用し検証しています。

#### 運用部門

部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが、さまざまなリスク要因について協議し、ポートフォリオ構築状況をレビューしています。

#### 運用に関するコンプライアンス部門

法令および各種運用規制等の遵守状況について、モニタリングの結果を運用部門等にフィードバックしています。

#### 運用リスク管理部門

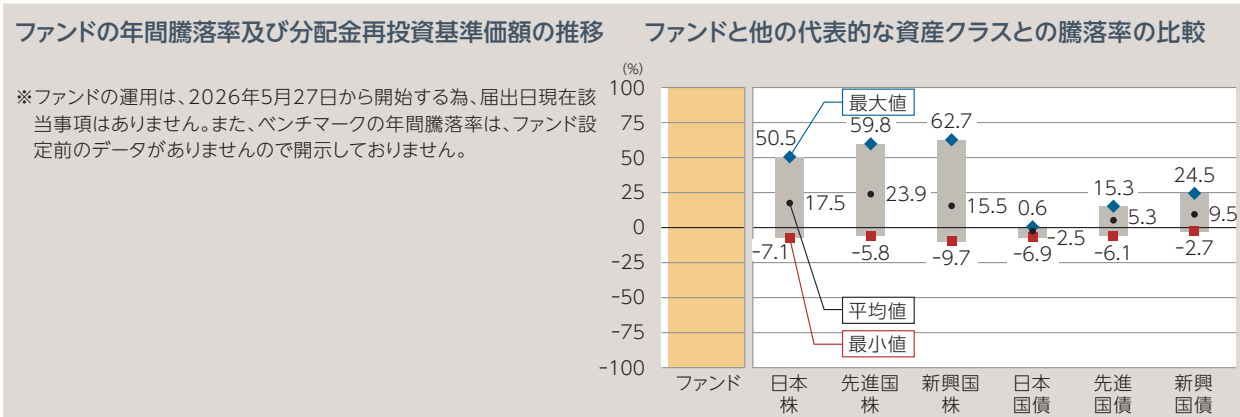
流動性リスクを含むファンドの各種投資リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門等に報告しています。

流動性リスク管理にあたっては、委託会社において流動性リスク管理に関する規程を定め、流動性リスク管理の適切な実施の確保のため、リスク・アンド・コンプライアンス・コミッティを設置しています。同コミッティは、ファンドの流動性リスクのモニタリングの結果を検証し、流動性リスク管理態勢について監督を行なうほか、緊急時対応策の検証等、当社業務運営に係る各種リスクの監視監督を行ないます。

# 2. 投資リスク

## (参考情報)

以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。



※ファンドの運用は、2026年5月27日から開始する為、届出日現在該当事項はありません。また、ベンチマークの年間騰落率は、ファンド設定前のデータがありませんので開示しておりません。他の代表的な資産クラスについては2021年3月～2026年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示しております。当グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### 代表的な資産クラスの指数

<b>日本株</b> TOPIX (配当込)	東証株価指数 (TOPIX) (以下「TOPIX」という。)の指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
<b>先進国株</b> MSCI コクサイ・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
<b>新興国株</b> MSCI エマージング・マーケット・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、エマージング諸国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
<b>日本国債</b> NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 国債の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等並びに当ファンド及びNOMURA-BPI 国債に関連して行われる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。
<b>先進国債</b> FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
<b>新興国債</b> J.P.モルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	この情報は信頼性があると信じるに足る情報源から得られたものですが、J.P.モルガンはその完全性または正確性を保証するものではありません。このインデックスは使用許諾を得て使用しています。J.P.モルガンによる書面による事前の承諾なくこのインデックスを複製、使用、頒布することは禁じられています。Copyright © 2022 J.P. Morgan Chase & Co. 無断複製・転載を禁じます。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、指数提供元にて円換算しております。

## 3. 運用実績

※運用実績について別途月次等で適時開示する予定であり、その場合委託会社のホームページにおいて閲覧できます。

ファンドの運用は、2026年5月27日から開始する為、届出日現在運用実績はありません。

### 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

### 分配の推移

該当事項はありません。

### 主要な資産の状況(マザーファンド)

該当事項はありません。

### 年間収益率の推移

該当事項はありません。

※当ファンドのベンチマークは、フィデリティ・クリプト・アンド・デジタル・ペイメント・インダストリー・日本円インデックス(税引後配当金込/円ベース)です。ベンチマークの年間収益率は、ファンド設定前のデータがありませんので開示していません。

## 4. 手続・手数料等

### お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
購入価額	当初申込期間：1口=1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目から、お申込みの販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに購入・換金の申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入・換金 申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日においては、お申込みの受付は行ないません。 ※当初申込期間中は該当しません。
購入の申込期間	当初申込期間：2026年5月7日から2026年5月26日まで 継続申込期間：2026年5月27日から2027年7月16日まで 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超えるご換金はできません。また、大口のご換金には別途制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	原則として無期限(2026年5月27日設定)
繰上償還	ファンドの受益権の残存口数が30億口を下回った場合、対象インデックスが改廃された場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	原則、毎月20日 ※決算日にあたる日が休業日となった場合、その翌営業日を決算日とします。 ※第1期の決算日は2026年6月22日とします。
収益分配	年12回の決算時に、収益分配方針に基づいて、分配を行ないます。ただし、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。 販売会社との契約によっては、収益分配金は、税引き後無手数料で再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行ない、委託会社のホームページ( <a href="https://www.fidelity.co.jp/">https://www.fidelity.co.jp/</a> )に掲載します。
運用報告書	毎年4月、10月に到来するファンドの計算期間終了後及び償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は有価証券届出書提出日現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

# 4. 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	<b>3.30% (税抜3.00%) を上限</b> として販売会社が定めます。 ※詳しくは、お申込みの販売会社にお問い合わせください。	商品及び関連する投資環境の説明・情報提供、事務手続き等の対価として、購入時に販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	基準価額に対し <b>0.10%</b> です。	—

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、 <b>年1.4575% (税抜1.325%)</b> の率を乗じた額が運用管理費用(信託報酬)として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、ファンドの毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。										
	<b>運用管理費用(信託報酬)の配分</b> (年率/税抜)										
	ファンドの純資産総額に対して	1.325%	信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率								
	<table border="1"> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.65%</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.65%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.025%</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </table>	委託会社	0.65%	委託した資金の運用の対価	販売会社	0.65%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価	受託会社	0.025%	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価	
委託会社	0.65%	委託した資金の運用の対価									
販売会社	0.65%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価									
受託会社	0.025%	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価									
その他費用・手数料	<p>組入<b>有価証券の売買委託手数料</b>、信託事務の諸費用等は、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示できません。</p> <p>法定書類等の作成等に要する費用、監査費用、対象インデックスに関する指数使用料等について、ファンドの純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎年4月及び10月に到来する計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。</p>	<p><b>組入<b>有価証券の売買委託手数料</b></b>：有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 <b>信託事務の諸費用等</b>：投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息</p> <p><b>法定書類等の作成等に要する費用</b>：有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成、印刷及び提出等に係る費用 <b>監査費用</b>：ファンドの監査人等に対する報酬及び費用 <b>対象インデックスに関する指数使用料</b>：対象インデックスに関する一切の知的財産権その他一切の権利を使用または利用等するための費用</p>									

※当該手数料・費用等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は有価証券届出書提出日現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

### (参考情報) ファンドの総経費率

運用報告書作成対象期間の末日が到来していないため、該当事項はありません。



